

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第29回農業委員会総会議事録

令和7年11月21日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	2	十亀 正	委員
	3	青野 誠	委員

第 29 回農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和 7 年 11 月 21 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕

佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明

佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之	12	田中 裕二
5	田村 通啓	13	橋本 聰
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議 案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の決定について
議 案第 3 号 現況証明願について
報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

事務局長	只今から、第 29 回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 16 名で、総会は成立しております。
議長	議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、2 番十亀委員さん、3 番青野誠委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号 1 土地の所在が東 106 番 2 外 4 筆、現況地目が畠で合計面積 3,407 m ² 、届出者 鷹栖町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 7 年 8 月 1 日から 8 月 10 日頃までの間で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各委員長	――異議なし―― 報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
議長	次に、議案の審議になります。 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地法第 4 条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。 番号 1 土地の所在が大成 89 番 4、現況地目が畠で合計面積 1,009 m ² 、農地区分は農用地区域で、申請者は●●●●さん、申請理由は農業用倉庫建築の追認で、土地利用計画を農業用施設用地に変更するものです。 この申請は、既に建築されている農業倉庫の違反転用の追認許可申請となっており、違反転用で北海道知事に報告義務があることから、申請者からの始末書及び経過説明書等を添付し、違反転用事案報告書についてはオホーツク総合振興局に提出を予定しております。 申請者も大いに反省しており、原状回復を指示することは、農業経営に多大な不利益を与えることとなるため、追認による許可はやむを得ないものと思われます。 今後はこの様な事が無いように、農地の利用形態の変更については、事前に農地法等の関連法令に基づく申請手続等について十分な確認をするよう指導を行っています。 この審議の判断により、転用申請者に許可に伴う可否を行うこととなっています。 この案件につきましては、11 月 19 日に担当農業委員さんと現地調査と書類審査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(1 ページと 2 ページ) です。 1 ページが位置図で、申請地につきましては、町道大成 9 線沿い、●●●●宅近隣の土地となります。 2 ページは施設の配置図となります。

	以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
大澤委員 事務局	一つ、建築した建物ですか。 令和5年度です。
大澤委員 事務局	今回なぜ転用申請があったか経過を報告してもらえませんか。
議長	現在、●●●●さんから●●●●へ経営移譲をすることとなり、農業者年金の特例付加部分を受けるためには、原状では問題があるため、転用せず建築した農業倉庫部分を分筆し、必要書類を提出していただきました。
各委員長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——異議なし—— 議案第1号は原案どおり決定いたします
議長	議案第2号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求める。 また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第18条第11項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できることとします。 番号1.2. 札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が若里268番5、現況地目、畝で面積194m ² です。 利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。 売買価格は10,000円、10戸当たりの単価は52,000円です。あっせん会につきましては、令和7年11月14日から1回実施しております。 図面で説明いたしますと、(3ページ)です。申請地につきましては、町道若里北幹線道路付近の土地となります。
	以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
大澤委員	今回、●●●●が購入した農地以外は、●●●●の農地ですが、元の所有者は誰ですか。
事務局	●●●●さんです。
大澤委員	●●●●が●●●●さんの農地を購入することになった経過は。
事務局	●●●●が土地改良の補助事業を要望したところ、飛び地で●●●●さんの農地があつたために購入することになりました。
各委員長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——異議なし——

議長	議案第2号は原案どおり決定いたします
議長	議案第3号 現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。 番号1. 土地の所在が富武士44番、公簿地目が畠で、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積3,290m ² 、所有者 ●●●●さん、願出人 富武士 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、(4ページ)です。申請地は、道道富武士佐呂間線沿い、●●●●宅周辺の土地となります。 番号2. 土地の所在が北266番6外6筆、公簿地目が畠、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は宅地及び雑種地、合計面積16,322m ² 、所有者 ●●●●、願出人 北 ●●●●、願出の理由が土地地目変更登記です。 この案件については、北266番6と北269番4が平成18年10月27日付け。 北279番1と北279番12が平成27年2月24日付け。 北273番2、北274番4及び北279番15が平成31年3月22日付で農地法第5条の転用許可済みです。 今回登記の変更が必要とのことによる現況証明願となります。 また、10月7日と11月12日に関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(5ページ)です。申請地は、町道北4線道路沿い、森機械製作所事務所近隣の土地となります。
	以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
大澤委員 事務局	●●●●から7筆も現況証明が出てきました。 先月、●●●●から2筆の現況証明願がありましたが、他にも5筆の農地転用を行っていますが、公簿地目の変更が行われていない土地がありました。そのため、他の地目変更していない土地も合わせて現況証明願の手続きとしてはどうかとの協議の中で、結果的に7筆の現況証明の審議をすることになりました。
議各委員 議長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——異議なし—— 議案第3号は原案どおり決定いたします
議長	その他 各委員さんの方から何かありませんか。
事務局 議長	——ありません—— なければ第29回農業委員会総会を終ります。

